

2026 年度定期総会での表彰（勤続 20 年）について

涉外委員会

本会は 2026 年 6 月に行われる、公益社団法人東京都診療放射線技師会 定期総会において、本会表彰規程により労働精励賞の表彰を行います。

本年度資格到達者は本会で調査し、対象になった会員の方にはすでに案内を発送しております。調査漏れが生じることもありますので、下記に該当される方で、未だ本会より連絡のない方、または前年度までに資格到達された方で受賞の意思のある方は、お手数ですが 2026 年 1 月 15 日までに下記問い合わせ先までご連絡くだされば幸甚に存じます。

規程内容要旨：

- (1) 今回の該当者は 2006 年 3 月 31 日までに、診療放射線技師の免許を取得し、技師業務に 20 年以上従事した方が対象である。
- (2) 2012 年 3 月 31 日以前に入会し、引き続き本会会員であって、会費を完納していること。
(15 年以上継続会員)
- (3) 現在正会員であり、引き続き 2026 年度も会員であること。

問い合わせ：HP のお問い合わせからお願いします。 涉外委員長 高野修彰

公益社団法人東京都診療放射線技師会 事務所 TEL・FAX：03-3806-7724

以上